

答申（個）第22号
平成27年(2015年)9月1日

札幌市長 秋元克広様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会
会長 常本照樹

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年2月20日付け札豊平保一第1466号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った個人情報一部開示決定処分（平成26年11月7日付け札豊平保一第949号）に対する異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った、平成〇年〇月から平成〇年〇月〇日までの間の自分の生活保護受給に関するケース記録他一切の書類の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に係る一部開示決定処分（以下「原決定」という。）に対する異議申立てに係る非開示部分についての結論は、次のとおりである。

- 1 別表の1及び2に掲げる部分を札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第16条第3号及び第7号ウの理由により非開示とした原決定は妥当ではなく、別表の1に掲げる部分を同条第3号の理由により、別表の2に掲げる部分を同条第7号ウの理由により非開示とすべきである。
- 2 別表の3から7に掲げる部分を開示すべきである。
- 3 前記1及び2の部分を除いた部分に関する原決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成26年10月10日付けで条例第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、本件請求を行った。

2 一部開示決定

諮問庁は、同月21日付け札豊平保一第949号により、本件請求に対する決定期間の延長を通知した。

同年11月7日、諮問庁は、本件請求に対し、条例第16条第3号及び第7号ウに該当することを理由として原決定を行い、同日付け札豊平保一第949号（以下「本件通知書」という。）により異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、諮問庁が行った原決定を不服として、同年12月24日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨**1 異議申立ての趣旨**

原決定を取り消し、原決定により非開示とされた部分を開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第16条第3号該当性について
条例第16条第3号の規定に該当しないにもかかわらず該当するとして非開示とした点に違法がある。
- (2) 条例第16条第7号ウ該当性について
条例第16条第7号ウの規定に該当しないにもかかわらず該当するとして非開示とした点に違法がある。
- (3) 非開示理由の付記について
ア 本件通知書に記載された非開示理由は、具体性のない抽象的事項の記載に止まり、それに対する異議の内容をまともに記載することができない内容であるため、理由を付したことにはならないから違法である。
イ 個人情報一部開示決定理由説明書によっても、説明が果たされているとは言えない。
- (4) 条例第17条（部分開示）及び条例第18条（裁量的開示）について
仮に、条例第16条第3号及び第7号ウに該当するとしても、該当部分はいずれも諮問庁が行った生活保護費の徴収決定に係る処分の根拠を確かめることを理由とするのであるから、条例第17条に基づく、より制限的ではない部分開示規定、条例第18条に基づく裁量的開示規定により開示されてしかるべきものであるにもかかわらず、開示しなかった点に裁量を逸脱・濫用した違法がある。
- (5) その他
ア 生活保護費の返納処分の主体である札幌市が、当該返納処分の適正さを判断する根拠となることが明らかな情報を非開示とすることは、不合理・不条理も甚だしい。
イ 開示できないのであれば、証拠を隠滅していると解釈しなければならない。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

1 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報（以下「請求対象個人情報」という。）は、次の情報である。

- (1) 本件通知書の「非開示部分及び非開示理由一覧」の表（以下「非開示の表」という。）の「非開示部分」の欄において開示請求者以外の個人に関する情報（条例第16条第3号）に該当するとした部分。
- (2) 非開示の表の「非開示部分」の欄において生活保護事務に係る評価・所見に関する情報（条例第16条第7号ウ）に該当するとした部分。
- (3) 非開示の表の「非開示部分」の欄において生活保護事務に係る調査に関する情報（条例第16条第7号ウ）に該当するとした部分。

2 非開示とする理由について

(1) 条例第16条第3号該当性

前記1(1)の非開示情報は、異議申立人以外の特定の個人を識別できる情報であり、条例第16条第3号本文に該当するため、非開示とした。

(2) 条例第16条第7号ウ該当性

ア 前記1(2)の非開示情報は、単なる客観的事実にとどまらず、異議申立人に対する評価・所見に関する情報であり、これらを開示することにより、異議申立人との信頼関係が損なわれ、今後の十分な指導、援助等が困難となるおそれがあり、ひいては生活保護担当課における生活保護受給者に対する適正な評価、指導、相談等の業務が制約され、今後の生活保護事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

したがって、条例第16条第7号ウ本文に該当するため、非開示とした。

イ 前記1(3)の非開示情報は、生活保護事務において異議申立人に対する指導及び相談を行う上で必要な情報であって調査等により得られた情報が含まれていることから、これらを開示することにより、生活保護事務の実施上必要な調査等の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼし、その結果、今後の本市における生活保護事務の適正な遂行にも著しい支障を及ぼすと認められる。

したがって条例第16条第7号ウ本文に該当するため、非開示とした。

(3) 非開示理由の付記について

非開示理由については、非開示の表において、非開示情報が記載された部分を具体的に記載しており、また、本件通知書の別紙「開示しない部分とその理由」において、条例第16条第3号又は第7号ウに該当する理由を具体的に記載している。

(4) 条例第17条の規定による部分開示について

原決定は、本件請求における対象個人情報のうち、条例第17条の規定に基づいて、区分が可能な非開示情報を除いて開示したものであり、条例第17条の規定による部分開示がなされており、何ら裁量の逸脱・濫用はない。

(5) 条例第18条の規定による裁量的開示について

本件請求の理由が、自身に対する処分の根拠を確かめることだったとしても、そのことをもって直ちに異議申立人の権利利益を保護するために特に必要があるものとは認められないから、条例第18条の規定による裁量的開示をしないことについて何ら裁量の逸脱・濫用はない。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各

条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る決定の妥当性について検討をする。

2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、本件請求に対して諮問庁が非開示とした、次の情報であると認められる。

- (1) 非開示の表の「非開示部分」の欄において異議申立人以外の個人に関する情報（条例第16条第3号）に該当するとした部分。
- (2) 非開示の表の「非開示部分」の欄において生活保護事務に係る評価・所見に関する情報（条例第16条第7号ウ）に該当するとした部分。
- (3) 非開示の表の「非開示部分」の欄において生活保護事務に係る調査に関する情報（条例第16条第7号ウ）に該当するとした部分。

3 条例第16条第3号の該当性について

- (1) 本号は、開示請求者である異議申立人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものについては、ただし書ア、イ又はウに掲げる情報を除き、非開示とすることができる趣旨の規定である。
- (2) 前記2(1)の非開示情報は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められる。また、これらの情報は、非開示の例外を定めている本号アからウにも該当しないため、本号に該当し、非開示が妥当である。

ただし、別表の2に掲げる部分については、異議申立人以外の個人に関する情報ではなく、生活保護事務の担当者による異議申立人に対する所見に係る情報であると認められることから、本号には該当せず、条例第16条第7号ウの理由により非開示とすべきである。

4 条例第16条第7号ウの該当性について

- (1) 本号ウは、本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報のうち、評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。
- (2) 評価・所見にかかわる記載部分について

前記2(2)の非開示情報は、生活保護事務の担当者による異議申立人に対する評価や所見を記載したものであることから、本号ウに規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

また、これらの部分を開示すると、異議申立人に誤解又は予断を与えるおそれがあり、諮問庁と異議申立人との信頼関係が損なわれ、ひいては諮問庁による適切な指導、

援助等が困難となるおそれがあると認められる。さらに、開示することが前提となると、今後、担当者が生活保護受給者に対する評価・所見等についてありのままに記載することをためらい、その結果、各記録が形骸化するおそれもある。

したがって、これらの情報については、開示することにより、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

ただし、別表の1に掲げる部分については、異議申立人に対する評価や所見に係る情報ではなく、異議申立人以外の個人に関する情報であると認められることから、本号には該当せず、条例第16条第3号の理由により非開示とすべきである。

(3) 調査にかかわる記載部分について

前記2(3)の非開示情報は、生活保護事務において異議申立人に対する指導及び相談を行う上で必要な調査にかかわる情報が記載されていることから、本号ウに規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

また、これらの情報は、守秘義務を前提とした信頼関係に基づき関係機関から任意で提供されたものであり、開示を前提としていない。このため、これらの情報を開示することにより、当該関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、その理解と協力が得られなくなるおそれがあり、今後の生活保護事務の実施上必要な調査等の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じると考えられる。

したがって、これらの情報については、開示することにより、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

ただし、別表の3から7に掲げる部分については、開示することにより、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとまでは言い難く、原決定において当該部分を非開示とした部分を取り消し、当該部分を開示すべきである。

5 非開示理由の付記について

- (1) 原決定は、本件請求に対して、対象となる個人情報の一部を非開示にしていることから、申請に対しその一部を拒否する処分と認められ、札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号。以下「手続条例」という。）第8条は、行政庁は、拒否する処分をする場合には、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない旨規定している。当該条例が、その理由を示すべきものとしているのは、個別の申請が市民による申請権の具体的行使であることに鑑み、判断の慎重と合理性を担保し、かつ申請者に処分の理由を理解してもらうと同時に、事後の救済手続上の便宜を与える趣旨に基づくものと解される。

- (2) 異議申立人は、前記第3の2(3)ア及びイのとおり、本件通知書に記載された非開示理由は具体的に記載されていないため、原決定には理由を付さないでなされた違法がある旨主張している。

当審査会が本件通知書を見分したところ、本件通知書には、非開示の表の「非開示理由（条例第16条の該当号）」の欄において、条例第16条各号に定めるいずれの非開示情報に該当するのかが非開示部分ごとに記載されており、また、本件通知書の

別紙「開示しない部分とその理由」において、非開示情報に該当する理由が具体的に記載されており、本件通知書の記載から、条例第16条各号に掲げる非開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得ることから、原決定は、理由付記について規定した手続条例第8条に違反するものとは認められない。

6 条例第17条の規定による部分開示について

- (1) 本条の規定は、開示請求に係る個人情報に条例第16条各号に掲げる非開示情報が含まれている場合において、非開示情報が含まれている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該個人情報の全体を非開示とするのではなく、当該非開示情報に係る部分を除いた部分を開示しなければならないことを定め、また、開示請求に係る個人情報に開示請求者である異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものが含まれている場合において、当該個人識別性のある部分を除けば、残りの部分を開示しても異議申立人以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときは、当該残りの部分について開示しなければならないことを定めたものである。
- (2) 当審査会が本件対象個人情報を見分したところ、区分が可能な非開示部分を除いた部分、又は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報のうち、個人識別性のある部分を除いた残りの部分を開示しても異議申立人以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる部分を開示していると認められるため、本条の規定に該当するとして部分開示とした諮問庁の判断は妥当である。

7 条例第18条の規定による裁量的開示について

- (1) 本条の規定は、開示請求に係る個人情報に条例第16条第2号から第7号に掲げる非開示情報が含まれている場合であっても、非開示とすることにより保護される利益と開示することにより個人の権利利益を保護する必要性とを個別の事案に応じて慎重に比較衡量して判断し、個人の権利利益を保護するために開示する利益が非開示とすることによる利益に優越し、特に開示する必要があると認めるときは、開示請求者である異議申立人に対し、当該個人情報を開示することができる趣旨の規定である。
- (2) 異議申立人は、前記第3の2(4)のとおり、本件請求は、諮問庁が行った異議申立人に対する生活保護費の徴収決定に係る処分根拠を確かめることを理由に行っているものであるから、本条に基づき開示されてしかるべきである旨主張する。

しかしながら、当該主張をもって、直ちに条例第16条第3号又は第7号ウに該当することを理由とする非開示部分を開示する特段の事情があるとまでは言えない。

したがって、本条の規定に基づく裁量的開示を行わなかった諮問庁の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

8 その他

異議申立人は、その他種々主張しているが、これは本件請求に係る開示・非開示の判断に直接関係しない主張であり、当審査会で判断する事柄ではない。

9 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成27年2月20日	諮問書及び諮問庁の一部開示理由説明書を受理
平成27年3月 2日	異議申立人に諮問庁の一部開示理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成27年5月18日	異議申立人より意見書を受理
平成27年6月19日 (第136回審査会)	審議 (事案の経過・概要等)
平成27年7月13日 (第137回審査会)	異議申立人及び諮問庁からの事情聴取及び審議
平成27年7月31日 (第138回審査会)	審議
平成27年8月27日 (第139回審査会)	審議
平成27年9月 1日	答申

別表

項番	該当箇所	
1	平成○年○月○日ケース記録	① 1行目の17文字目及び18文字目 ② 2行目の6文字目及び7文字目
2		17行目の4文字目から13文字目
3	平成○年○月○日ケース記録	25行目の18文字目から26行目の15文字目
4	平成○年○月○日付け給与証明書	表中、「小計（総支払額）（イ）」欄、「所得税」欄、「小計（ロ）」欄及び「支払額（イ）－（ロ）」欄の記載の全て
5	平成○年○月○日付け照会文書の回答書案（「○○」）及び平成○年○月○日付け回答文書	1枚目の表の照会項目全て
6	平成○年○月○日開催のケース診断会議録の添付資料○○	① 10行目の1文字目から14文字目、19文字目、21文字目、及び24文字目から29文字 ② 11行目の1文字目から6文字目及び8文字目から13文字目 ③ 12行目から15行目 ④ 16行目の1文字目から7文字目及び12文字目から17行目 ⑤ 18行目 ⑥ 22行目 ⑦ 27行目の1文字目及び2文字目 ⑧ 28行目及び29行目 ⑨ 30行目の1文字目及び2文字目
7	平成○年○月○日付け回答書（○○）	12行目の5文字目から6行目

※ 行数については表題を含む。文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等はくくり始め及びくくり終りの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。